

神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況

～令和6、7年度の実施状況及び令和8年度の実施予定～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和8年6月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

はじめに

県では、平成 21 年に制定した、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき、現在、令和 6 年度から令和 10 年度までを計画期間とする「第 4 期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第 4 期計画」という。）を策定し、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定め、各種支援等に取り組んでいます。

第 4 期計画では、年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、第 4 期計画の中間年度（令和 8 年度）及び最終年度（令和 10 年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民や市町村等からご意見をいただいて、進捗状況を点検することとしています。

これらに加え、今年度（令和 8 年度）は計画の中間年度にあたり、有識者等で構成する「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」において、総合的な検証を行い、同委員会での検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定です。

本冊子は、第 4 期計画の施策の体系に沿って、令和 6 年度及び 7 年度の施策・事業の実施状況と当該年度の実施予定を取りまとめたものです。

皆様からの積極的なご意見をお待ちしています。

本冊子の構成

■ 体系図 P 1 ～ P 2

第 4 期計画に位置付けられた施策・事業の体系を示しています。
各施策・事業の目次も兼ねています。

■ 犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況 P 3 ～ P 15

施策・事業のうち、重点的取組について、
令和 6 年度及び 7 年度の実施状況と、令和 8 年度の実施予定を記載しています。

体系図

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

具体的施策(1)
総合的支援体制の充実

- | | |
|--|---|
| ①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実 | 1 |
| ②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実 | 2 |
| ③サポートステーションと「かならいん」の広報の強化 | 3 |
| ④緊急支援の推進 | 4 |

具体的施策(2)
地域における支援体制の充実

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ①市町村の取組支援の充実と連携の推進 | 5 |
| ②警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開 | 6 |

具体的施策(3)
支援関係機関の連携強化

- | | |
|--------------------------|---|
| ①支援関係機関ネットワークの充実 | 7 |
| ②個別専門的な支援体制との連携 | |
| ③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携 | |
| ④民間支援団体等への活動支援 | |
| ⑤自主防犯活動団体等への情報提供等 | |
| ⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等 | |

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

具体的施策(1)
経済的負担の軽減

- | | |
|---------------------------------|---|
| ①見舞金給付の実施 | 8 |
| ②犯罪被害給付制度の周知等 | 9 |
| ③弁護士による法律相談の実施【再掲】 | |
| ④公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】 | |
| ⑤緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】 | |
| ⑥事情聴取時にかかる旅費の支給 | |
| ⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費・検案書料に対する経費の負担 | |
| ⑧医療機関の受診費用等の負担 | |
| ⑨犯罪被害者等宅の清掃に要する費用の負担 | |

具体的施策(2)
法律問題の解決への支援

- | | |
|----------------|----|
| ①弁護士による法律相談の実施 | 10 |
| ②刑事手続等の適切な情報提供 | |

具体的施策(3)
日常生活の支援

- | | |
|-----------|----|
| ①付添支援の実施 | 11 |
| ②生活支援の充実 | 12 |
| ③自立支援等の実施 | |

具体的施策(4) 心身に受けた影響からの回復	①公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13
	②精神科の受診の支援	14
	③自助グループの紹介	15
	④子ども・若者に対する相談、支援の充実	16
	⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供	
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【1(3)②の再掲】	
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応【1(3)②再掲】	
	⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援	
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備	
具体的施策(5) 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	17
	②住居の確保への支援	18
	③DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性や被虐待児童の一時保護	
	④困難な問題を抱える女性の住居の確保への助言	
関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部		
施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進		
具体的施策(1) 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	19
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	20
	③神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	21
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供	
	⑤交通事故防止・犯罪被害防止についての普及啓発の推進	
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進	
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進	
	⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進	
関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部		
施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成		
具体的施策(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	22
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	23
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	24
	④支援ボランティア登録制度の運用	25
	⑤専門性の強化促進	
関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部		
○25本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。（右側に通し番号 1 ～ 25 を付記）		

重点的取組の実施状況

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

取組の基本方向

- サポートステーション、「かならいん」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。また、職員や相談員への研修等により、相談・支援の質的向上を図るとともに、コーディネーターを通じて、市町村や支援関係機関との連携の一層の強化を図ります。さらに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。
- 万が一、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合には、市町村や支援関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

(1) 総合的支援体制の充実

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実 1（1・2頁の体系図中の重点的取組の通し番号。以下同じ。）

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営 ・犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 <相談> ・月～土曜日 9時～17時（祝休日・年末年始を除く） <支援メニュー> ・法律相談 ・カウンセリング ・検察庁、裁判所等への付添い ・一時的な住居の提供等 等 相談：1,611件 支援：1,454件 法律相談 170件 カウンセリング 525件 付添支援 757件 一時的な住居の提供等 2件 ・市町村の支援メニューを一覧にした「県内の犯罪被害者等支援を目的とした条例一覧」を運用 ・令和7年2月に「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を全面改訂し、各市町村に配付	○令和6年度と同様に実施 相談：1,724件 支援：1,323件 法律相談 218件 カウンセリング 458件 付添支援 641件 一時的な住居の提供等 6件 ・「県内の犯罪被害者等支援を目的とした条例一覧」や「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の運用	○令和7年度と同様に実施 ・令和7年度と同様に実施

② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実

2

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等の実施 <相談> ・24時間365日（電話・メール） ・毎週火・木・日曜日 16～21時（LINE相談）<支援メニュー> ・面接相談 ・医療機関の受診 ・法律相談 ・カウンセリング ・付添い支援 等 電話相談：2,153件 支援：388件 LINE相談：180件（7月より運用） メール相談：32件 ○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 6回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 2回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 ・職員・相談員に対するリフカー研修の受講支援 ○産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた性犯罪・性暴力被害者への支援における協力医療機関との連携を図った。 ○障がい者支援やDV被害者支援の関係部署及び県教育委員会等も含めた犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を開催し、性犯罪・性暴力被害者対応に関する事例検討や情報交換等を行った。 ・1回 ○女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 ・3回 ○県内医療機関従事者に対し、性暴力対応看護師（SANE）養成講座受講を支援した。 ・6名 ○産婦人科等の医療従事者等に対する「性犯罪被害者の対応についての研修会」を開催し、性犯罪被害者の心情に配慮した適切な対応を促した。 ・1回 ○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会や各医療機関への訪問を通じ、性犯罪・性暴力被害者への支援における協力病院等との連携強化を図った。 ○証拠採取等の対応医療機関の拡充を目指し、協定締結のための取組を実施 ・令和7年2月から、けいゆう病院での証拠採取の運用を開始。 ・県警察の施設に新たに証拠保管庫を整備し、証拠採取実施医療機関の採取資料保管に係る負担の軽減を図った。	○令和6年度と同様に実施 <相談> LINE相談の相談日を拡充 ・毎週火・木・金・日曜日 <支援メニュー> 令和6年度と同様に実施 電話相談：2,556件 支援：574件 LINE相談：355件 メール相談：46件 ○令和6年度と同様に実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 7回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 3回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 ・職員・相談員に対するリフカー研修の受講支援 ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ・1回 ○令和6年度と同様に実施 ・2回 ○令和6年度と同様に実施 ・13名 ○令和6年度と同様に実施 ・1回（対面開催） ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ・令和8年2月から、横須賀市立総合医療センターでの証拠採取の運用を開始。 ○相談者が医療機関の受診や弁護士への法律相談等をする際の付添支援を民間支援団体に新たに委託し、支援体制を強化	○令和7年度と同様に実施 <相談> 令和7年度と同様に実施 <支援メニュー> 令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

3

[illegible]

4

令和 6 年度の実施状況	令和 7 年度の実施状況	令和 8 年度の実施予定
○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢の構築、役割分担等について神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会において確認・検討した。 ・県警察において、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づき、支援体制を確立 ・サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、支援体制を確立	○令和 6 年度と同様に実施	○令和 7 年度と同様に実施
○神奈川県被害者支援連絡協議会における「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」の支援会員等の拡充	○令和 6 年度と同様に実施	○令和 7 年度と同様に実施
○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を実施 ・市町村の休日・夜間連絡先の把握	○令和 6 年度と同様に実施	○令和 7 年度と同様に実施

(2) 地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援の充実と連携の推進 5

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○市町村総合的対応窓口に対し、サポートステーション、「かならいん」が情報提供等により市町村の取組を支援 ○市町村に対する支援強化 ・犯罪被害者等に対し家事代行や配食サービス等の日常生活支援を行う市町村への補助を実施（申請9市） ・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置 ・令和6年8月「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」の作成 ・令和7年2月「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の全面改訂 ・市町村職員研修を開催 6回、参加人数 655名 ・市町村実務担当者会議、市町村主管課長会議を各1回開催 ・サポートステーション、「かならいん」での相談・支援にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 ○市町村と連携した犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 8回、795名 ○市町村・支援関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る見舞金等の新制度の説明会や検討会を開催し、犯罪被害者等支援における各機関の役割分担や課題を相互に認識するとともに、相互の連携について確認 ・1回	○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ・犯罪被害者等に対し家事代行や配食サービス等の日常生活支援を行う市町村への補助を実施（申請18市） ・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置 ・令和8年2月「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の一部更新 ・市町村職員研修を開催 5回、参加人数 190名 ・新制度説明会・検討会、市町村実務担当者会議、市町村主管課長会議を各1回開催 ・サポートステーション、「かならいん」での相談・支援にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 ○令和6年度と同様に実施 8回、518名 ○令和6年度と同様に実施 ・1回	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ・犯罪被害者等に対し家事代行や配食サービス等の日常生活支援を行う市町村への補助を実施 ・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置 ・サポートステーション、「かならいん」での相談・支援にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開 6

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、ネットワーク総会での協議を実施 ・49署	○令和6年度と同様に実施 ・52署	○令和7年度と同様に実施

＜警察署被害者支援ネットワーク＞

警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的として、警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等を構成員として各警察署単位で設置されている。

(3) 支援関係機関の連携強化

① 支援関係機関ネットワークの充実 7

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○障がい者支援やDV被害者支援の関係部署及び県教育委員会等も含めた犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を開催し、性犯罪・性暴力被害者対応に関する事例検討や情報交換等実施 ・1回 ○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションや「かならいん」などが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供	○令和6年度と同様に実施 ・1回 ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあったことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。
- 犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

(1) 経済的負担の軽減

① 見舞金給付の実施 8

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○神奈川県犯罪被害者等見舞金の給付 ・計60件（遺族見舞金9件、重傷病見舞金33件、転居見舞金18件） ○「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」の作成等を通じて市町村の犯罪被害者等への経済的支援の取組を促進した。 ○「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の全面改訂により、犯罪被害者等支援に活用できる各種保健福祉・医療等の制度についてまとめた。	○令和6年度と同様に実施 ・計95件（遺族見舞金5件、重傷病見舞金57件、転居見舞金33件） ○令和6年度と同様に実施 ○各種社会保障、保健福祉及び医療制度などを把握し、「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を一部更新した。	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

＜神奈川県犯罪被害者等見舞金制度＞

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負った犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方等、深刻な犯罪被害を受けた方を対象として、一定の要件を満たすとき見舞金を給付する。

被害の内容	種 類	対 象	金 額
死亡	遺族見舞金	殺人、傷病致死等の犯罪被害者の遺族	70万円
重傷病	重傷病見舞金	療養期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する負傷、疾病等を負った犯罪被害者	40万円
転居を余儀なくされた場合	転居見舞金	自宅等での被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等	20万円

② 犯罪被害給付制度の周知等 9

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施

＜犯罪被害給付制度＞

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障がいという重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部又は警察署で申請の受付を行う。

- ③ 弁護士による法律相談の実施【再掲2(2)①】
- ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲2(4)①】
- ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲2(5)①】

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施 10

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○サポートステーションや「かならいん」の支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 サポートステーション：170回 「かならいん」：61回	○令和6年度と同様に実施 サポートステーション：218回 「かならいん」：55回	○令和7年度と同様に実施

(3) 日常生活の支援

① 付添支援の実施 11

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添い支援等を実施 サポートステーション：757回 「かならいん」：126回 県警察：86回 (心理員によるものに限る。) ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、犯罪被害者支援ボランティア養成講座や支援員、相談員等のスキルアップのための研修を実施	○令和6年度と同様に実施 サポートステーション：641回 「かならいん」：191回 県警察：44回 (心理員によるものに限る。) ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

② 生活支援の充実 12

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○市町村・支援関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る新制度説明会・検討会を開催し、先行事例の共有や事例検討等を行うことで、犯罪被害者等支援における各機関の役割分担や課題を相互に認識するとともに、相互の連携について確認 ・1回 ○市町村における犯罪被害者等日常生活支援事業を補助 ・犯罪被害者等に対し家事代行や配食サービス等の日常生活支援を行う市町村への補助を実施（申請9市） ・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置	○令和6年度と同様に実施 ・1回 ○令和6年度と同様に実施 ・犯罪被害者等に対し家事代行や配食サービス等の日常生活支援を行う市町村への補助を実施（申請18市） ・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 13

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○サポートステーション、「かならいん」の支援の一環として、公益社団法人神奈川県被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 サポートステーション：280回 「かならいん」：42回 ○臨床心理士の資格を有する警察職員等が、初期的段階からのカウンセリングを実施 ・心理員によるカウンセリング 142回 ○犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施 ○カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合には、保健所等関係機関の紹介、精神科医療の受診につないだ。	○令和6年度と同様に実施 サポートステーション：458回 「かならいん」：76回 ○令和6年度と同様に実施 ・県警察被害者支援室の心理員によるカウンセリング 243回 ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

② 精神科の受診の支援 14

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○犯罪被害者等が精神科の受診が必要と認められた場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担 ・県警察 42人	○令和6年度と同様に実施 ・県警察 精神科受診 50人	○令和7年度と同様に実施

③ 自助グループの紹介 15

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○自助グループに関する情報を、県ホームページにて提供したほか、サポートステーションや「かならいん」の相談者に対し、希望に応じて自助グループを紹介	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施

④ 子ども・若者に対する相談、支援の充実 16

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○令和6年7月から「かながわ性被害相談LINE」を開設 ・相談件数 180件 ○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会や各医療機関への訪問を通じ、小児科も含め、性犯罪・性暴力被害者への支援における協力病院等との連携強化 ○職員・相談員に対するリフカー研修の受講を支援 ○公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を実施 ○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施	○「かながわ性被害相談LINE」の相談日を週3日から週4日に拡充し、相談体制の強化を図った。 ・相談件数 355件 ○条例を改正し、「児童等に対する教育及び支援」の条文を新設 ・「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」を新規作成し、県内全学校に配付 ・教職員向けに「学校における犯罪被害者等対応研修」を実施 ・「性暴力」とは何かを周知するための子ども向けリーフレットを、県内の小学4～6年生全児童に配付 ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ・教職員向けに「学校における犯罪被害者等対応研修」を実施 ・「性暴力」とは何かを周知するための子ども向けリーフレットを、県内の小学4年生全児童に配付 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校（政令市を除く）に配置（重点配置校 90 校）し、中学校区内の小学校にも対応するとともに、スクールカウンセラーの質の向上、問題行動等の未然防止や早期改善を図るため、アドバイザーを教育事務所等に配置 ※政令市は独自に対応 ○スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校に週 1 日配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、生徒等への心のケアを実施 ○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報提供を実施 ○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に 50 人配置し、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）に派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを教育局に配置し、あわせて、市町村への指導・助言を行うアドバイザーを教育事務所に配置 ※政令市・中核市は独自に対応 ○スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に週 1 日配置し、関係機関等と連携した支援を実施 ○犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じることができるよう、「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・心理等）の相談員を配置し、犯罪被害に関する相談も含めて、月曜日、年末年始を除く週 6 日の電話や来所による相談を実施 ・電話相談 延べ 2,380 件 ・来所相談 延べ 255 件 なお、受けた相談については、状況に応じて、地域の関係機関と連携し、子ども・若者の相談支援充実を図った。 ・LINE による相談窓口を火曜日、木曜日、土曜日（祝日を除く）の 14 時から 21 時まで開設し、子ども・若者本人からも相談しやすい環境を整備 ・LINE 相談 延べ 2,832 件	○令和 6 年度と同様に実施 ○令和 6 年度と同様に実施 ○令和 6 年度と同様に実施 ○令和 6 年度と同様に実施 ○令和 6 年度と同様に実施 ○令和 6 年度と同様に実施 ○令和 6 年度と同様に実施 ・電話相談 延べ 2,325 件 ・来所相談 延べ 273 件 ・LINE 相談 延べ 2,592 件	○令和 7 年度と同様に実施 ○令和 7 年度と同様に実施 ○令和 7 年度と同様に実施 ○令和 7 年度と同様に実施 ○令和 7 年度と同様に実施 ○令和 7 年度と同様に実施 ○令和 7 年度と同様に実施
---	---	---

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供 17

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○被害直後の緊急避難場所として、サポートステーション及び市町村の制度による緊急避難場所としてホテル等を提供したほか、県警察独自に緊急避難場所（ホテル等）の提供を実施 ・提供 サポートステーション 2件 県警察 1件	○令和6年度と同様に実施 ・提供 サポートステーション 6件 県警察 3件	○令和7年度と同様に実施

② 住居の確保への支援 18

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ○市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を実施 ○県営住宅について、冷蔵庫、カーテン、クーラー等を配備する等、居室の環境整備等を実施 ○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施	○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

3 県民・事業者の理解の促進

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の多くが、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、SNSへの投稿・情報拡散や報道等の配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉棄損等によって、精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、犯罪被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 19

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○市町村と連携し、市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント等を通じた普及啓発を実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 2回 ○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ○県警察及び民間支援団体と連携し、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施 ・R6.11.15～R6.12. 1 5日間 県内5箇所で開催	○令和6年度と同様に実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 2回 ○令和6年度と同様に実施 ○令和6年度と同様に実施 ・国の犯罪被害者月間（11月）の取組みとして県内4箇所で開催	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 20

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 ・14回、992人 ○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 ・学校や教職員向け理解促進講座の実施 5回、参加人数217人 ・市町村と協同した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施 8回、795人 ○中学生及び高校生を対象に、犯罪に遭われた方等の置かれた状況を伝え、命を大切にすることを育むことによって、自らが被害者にも加害者にもならないという規範意識や、社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」を開催 ・実施回数 43回 ○「大切な命を守る」作文コンクールへの応募の働きかけを行った結果、応募者（応募作品12,490点）の中から1名が高校生の部において警察庁犯罪被害者等施策推進課長賞を受賞した。	○令和6年度と同様に実施 ・18回、967人 ○令和6年度と同様に実施 ・学校や教職員向け理解促進講座の実施 3回、参加人数121人 ・市町村と協同した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施 8回、518人 ○令和6年度と同様に実施 ・実施回数 56回 ○令和6年度と同様に実施 応募者（応募作品13,746点）の中から、県内の高校生1名及び中学生1名が警察庁犯罪被害者等施策推進課長賞をそれぞれ受賞した。	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

21

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明1回 ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼	○令和6年度と同様に実施 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明1回 ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 ○令和7年度と同様に実施

＜神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会＞

・県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。

・構成員
学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等

4 犯罪被害者等を支える人材の育成

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するためには、犯罪被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、犯罪被害者等に接する様々な人が被害者等の置かれた状況などを理解し、犯罪被害者等を支えることが必要です。
- 犯罪被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材をはじめ、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。
- 支援者、相談員等の二次受傷を防止し、支援者、相談員等を支えるための取組を行います。

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 22

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○犯罪被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級（R6.7.5～R6.9.20 10日間）受講者 33名 ・上級（R6.10.25～R6.12.27 10日間）受講者 29名	○令和6年度と同様に実施 ・初・中級（R7.7.14～R7.9.19 10日間）受講者 33名 ・上級（R7.10.10～R7.12.12 10日間）受講者 24名	○令和7年度と同様に実施

② 支援者、相談員等に対する研修等の実施 23

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施 ・県職員、県警察職員を対象とした研修へ講師派遣 3回 ・市町村と協働で市町村職員に対する研修を実施 4回	○令和6年度と同様に実施 ・県職員、県警察職員を対象とした研修へ講師派遣 5回 ・市町村と協働で市町村職員に対する研修を実施 5回	○令和7年度と同様に実施
○犯罪被害者支援に関わる多機関の職員等を対象としたトラウマインフォームドケア研修を実施 ・2回	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ・参加規模等を拡大して開催予定
○各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施 ・2回	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施
○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施 ・県内の関係機関職員等を対象に、性犯罪・性暴力被害支援者研修を実施 1回 ・「かならいん」の相談員を対象に、相談・支援技術向上のための研修を実施 6回	○令和6年度と同様に実施 ・県内の関係機関職員等を対象に、性犯罪・性暴力被害支援者研修を実施 1回 ・「かならいん」の相談員を対象に、相談・支援技術向上のための研修を実施 7回	○令和7年度と同様に実施
○市町村DV担当職員及び女性相談支援員等への研修を実施	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施
○児童相談所新任研修等で、児童相談所業務や虐待対応の基本、ケースマネジメント等をテーマとした研修を実施	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施
○被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施
○性暴力対応看護師（SANE）養成講座やリフカー研修の受講を支援	○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施
○県警察、民間支援団体、県産科婦人科医学会と連携し、産婦人科の医療従事者等を対象に、性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修会等を実施 ・1回開催	○令和6年度と同様に実施 ・1回開催	○令和7年度と同様に実施

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 24

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施 ・サポートステーション相談員対象 1回 ・「かならいん」相談員対象 2回	○令和6年度と同様に実施 ・サポートステーション相談員対象 1回 ・「かならいん」相談員対象 3回	○令和7年度と同様に実施

④ 支援ボランティア登録制度の運用 25

令和6年度の実施状況	令和7年度の実施状況	令和8年度の実施予定
○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 118名 (R7.3末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 ・受講者 25名 ○「直接・生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を実施	○令和6年度と同様に実施 ・ボランティア登録者 125名 (R8.3末現在) ○令和6年度と同様に実施 ・受講者 26名 ○令和6年度と同様に実施	○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施 ○令和7年度と同様に実施